

転出

小田原市外へ異動されたかたへ

- 新しい住所にお住まいになってから**14日以内**に新住所地の市区町村役場に**転入届出**をしてください。
※14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。
※転出証明書の転出予定日からは、小田原市に住所がないものとみなされます。
- 転出証明書に記載してある内容が変更になった場合…新住所地で転入届出の際に変更事項を申し出てください。

転出時の主な手続きは次のとおりです。該当されるかたは手続きを行ってください。※**印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。**

対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードまたはマイナンバー(個人番号)カードをお持ちのかた	○新しい住所にお住まいになってから14日を経過または転入届出をしないまま転出予定日から30日を経過した場合はカードが失効しますので、返納届出をしてください(返納は新住所地でもできます)	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各住民窓口	○新しい住所にお住まいになってから14日以内に転入届出をするとカードが継続して利用できます 希望する場合は新住所地の市区町村で申請してください ○転入の手続きの際にお持ちください
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしていたかた	○登録が抹消されますので、印鑑登録証(カード)をお返しください	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各住民窓口	○印鑑登録が必要な場合、新住所地で手続きをしてください ※登録方法は市区町村によって異なります
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の加入者 ※一部転出の場合は、そのかただけ資格を喪失します	○保険証をお返しください(郵送でも結構です) ※修学のために転出する場合や介護施設等に入所するために転出する場合は、引き続き小田原市の保険証を発行する場合があります	1C窓口 保険課 保険証:【TEL0465-33-1845】 保険料:【TEL0465-33-1834】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○引き続き国民健康保険へ加入されるかたは、手続きをしてください
<input type="checkbox"/> 国民年金第1号被保険者	○国内に転出するかた…住所変更の手続きは不要です お持ちの納付書はそのまま使用できます 納付方法等の案内については別紙をご覧ください ○国外に転出するかた…資格喪失の届出が必要で 国外にいる期間も国民年金に任意加入できます	新住所地の国民年金窓口 1A窓口 保険課 【TEL0465-33-1867】	○新住所地の国民年金窓口にて転入の手続きが必要か確認してください
<input type="checkbox"/> 国外に転出する国民年金第3号被保険者	○配偶者の勤務先を経由して届出が必要で 資格を喪失する場合は、国民年金に任意加入できます	配偶者の勤務先	
<input type="checkbox"/> 国外に転出する厚生年金保険被保険者	○介護保険適用者のかたは、適用除外の届出が必要で 社会保障協定を結んでいる国で働かたは、手続きにより外国の年金制度の適用を免除できる場合があります	勤務先	
<input type="checkbox"/> 日本国籍を有さず、日本の公的年金の被保険者だったかた	○国外に転出する場合、脱退一時金を請求できることがあります	国民年金保険料納付済期間が6ヶ月以上 →日本年金機構 国民年金保険料納付済期間が6ヶ月未満 →最後に加入していた被用者年金の実施機関	詳しくは、各請求先でご確認ください
<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していたかた	○入居世帯員の変更の手続きがあります なお、名義人が異動する場合は別途手続きがありますので、お問い合わせください	5階 建築課 【TEL0465-33-1553】	・印鑑

お子様に関する手続き	<input type="checkbox"/> 小児医療証をお持ちのかた ひとり親家庭等医療証をお持ちのかた	○資格喪失の手続きをしてください また、医療証をお返しください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課での手続きとなります	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、事前に新住所地の市区町村へ確認してください ※小児医療については、転出先によって課税証明書が必要になりますので新住所地の市区町村に確認してください
	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者及び対象児童	○受給者及び対象児童が一緒に転出する場合、児童手当受給事由消滅届を提出してください ※受給者もしくは、対象児童のみ転出する場合、別途手続きが必要です お問い合わせ下さい ※転出月分まで小田原市からの手当支給は終了となります ※公務員の場合、原則、勤務先で手続きしてください 印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合、市役所で手続きが必要です	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○転入届を済ませたら、児童手当の申請をしてください。転出予定日の翌日から15日以内に申請してください 本人が申請する場合 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ・申請者名義の通帳 ・厚生年金等の加入者は健康保険証のコピーまたは年金加入証明書 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります) ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者	○住所変更の手続きをしてください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】	・児童扶養手当証書
	<input type="checkbox"/> 公立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○転校の手続きをしてください ※学校から在学証明書、教科用図書給与証明書を受け取ってください ○引き続き在籍校に通学を希望する場合 →区域外就学の手続きをしてください	新住所地の教育委員会 5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	○転校の手続き及び方法は、新住所地の市区町村窓口でご確認ください ・転出先の住民票 その他、左記窓口へお問い合わせください
	<input type="checkbox"/> 保育園在園のお子さまがいる、または保育所入所申込みをされているかた	○保育の実施解除申請、申込みの取り下げをしてください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	○転出後も現在通っている、または申し込んでいる園に引き続き入所希望の場合は、新住所地の市区町村で新規申込みをしてください
	<input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園(幼稚部)在園のお子さまがいるかた	○住所変更した旨をご連絡ください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	○転出後も引き続き幼稚園や認定こども園(幼稚部)を利用する場合は、新住所地の市区町村で改めて認定申請が必要です
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等の無償化の認定がされているお子さまがいるかた	○住所変更した旨をご連絡ください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	○転出後も無償化を希望する場合は、新住所地の市区町村で改めて認定申請が必要です
<input type="checkbox"/> 妊娠中のかた	○手続きの必要はありません	健康づくり課(保健センター内) 【TEL0465-47-4722】	○母子健康手帳はそのままお使いください ※小田原市の妊婦健康診査費用補助券は使用できません。新住所地の市区町村で手続きしてください	

裏面もご覧ください。

対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
ご高齢のかたに関する手続き <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険のかた	○県外へ転出のかた 資格喪失の手続きをしてください また、被保険者証をお返しください ※負担区分等証明書を受け取ってください	1B窓口 保険課 【Tel.0465-33-1843】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○資格取得の手続きをしてください ※その際、負担区分等証明書を提出してください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください
	○県内への転出のかた 住所変更の手続きをしてください		○住所変更の手続きをしてください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください
<input type="checkbox"/> 介護保険加入者	○転出先が居宅のかた 介護保険被保険者証、負担限度額認定証(お持ちのかた)、負担割合証(お持ちのかた)はお返しください ※要介護・要支援認定を受けているかたは、受給資格証明書を受け取ってください	17番窓口 高齢介護課 【Tel.0465-33-1872】 一部取り扱い:各住民窓口	○要介護・要支援認定を受けているかた: 受給資格証明書を持って認定引継ぎの手続きをしてください ※転入日から14日以内に届出をしてください 住所を異動した日から14日を過ぎると、認定を引き継ぐことができなくなるので十分に注意してください
	○転出先が介護保険施設等のかた 住所地特例対象施設の場合は、後日転出先の新しい被保険者証をお送りします		
<input type="checkbox"/> 厚生年金・国民年金の受給者	○国外へ転出する場合、届出が必要です	小田原年金事務所 【Tel.0465-22-1391】	○手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵便の送付先を変更しているかた)は変更手続きが必要です 詳しくは新住所地を管轄する年金事務所にお問い合わせください
	○必要な手続きは加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください	加入されていた共済組合または各給付機関	○加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください

障害のあるかたに関する手続き <input type="checkbox"/>	重度障がい者医療	○印鑑をお持ちになり、資格喪失の手続きをしてください また重度障がい者医療証をお返しください	13番窓口 障がい福祉課 【Tel.0465-33-1461】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、事前に新住所地の市区町村へ確認してください
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者	○住所変更の手続きをしてください なお、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者は転出先で手続きしてください	13番窓口 障がい福祉課 【Tel.0465-33-1467】	左記窓口へお問い合わせください
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当・市中心障害児福祉手当受給者	○住所変更の手続きをしてください ※市中心障害児手当受給者は受給資格喪失手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【Tel.0465-33-1446】	左記窓口へお問い合わせください

■その他の手続き

その他の手続き <input type="checkbox"/>	運転免許証をお持ちのかた	○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する警察署	○新住所地を管轄する警察署へお問い合わせください
	原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○標識、標識交付証明書、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちになり、軽自動車税(種別割)の申告手続き(転出廃車)をしてください ※廃車証明書を交付します	8番窓口 市税総務課 【Tel.0465-33-1343】	○新住所地の市区町村窓口で軽自動車税の申告手続き(転入)をください ・廃車証明書
	<input type="checkbox"/> 排気量125ccを超えるオートバイを所有しているかた	○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する自動車検査登録事務所	○新住所地を管轄する自動車検査登録事務所へお問い合わせください
		○小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する軽自動車検査協会	○新住所地を管轄する軽自動車検査協会へお問い合わせください
	<input type="checkbox"/> 飼っている犬の場合	○手続きの必要はありません	新住所地の市区町村担当窓口	○新住所地担当課へ転入の手続きをください ・鑑札 ・愛犬手帳
	<input type="checkbox"/> 久野霊園の利用者のかた	○住所変更の手続きをしてください	5階 みどり公園課 【Tel.0465-33-1583】	・住民票(本籍記載) ・久野霊園使用許可書
	<input type="checkbox"/> 水道	○水道の使用中止の手続きをしてください ※電話またはインターネットからお申込みいただけます	上下水道局料金センター 【Tel.0465-41-1211】	○使用開始の手続きを行ってください ※新住所地の水道局等へお問い合わせください
		○橋地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへご連絡ください	神奈川県営水道お客様コールセンター 【Tel.0570-005959】	
	<input type="checkbox"/> 下水道	○井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要のため、ご連絡ください 届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません	上下水道局給排水業務課 【Tel.0465-41-1636】	
	<input type="checkbox"/> パートナーシップ登録をされているかた	○登録事項の変更手続きをしてください	5階 人権・男女共同参画課 【Tel.0465-33-1725】	左記窓口へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 土地・家屋を持っていた(空き家になってしまう)かた	○適正に管理されていない空き家等は近隣トラブルの原因になります。管理が難しい場合は、ご相談ください	5階 地域安全課 【Tel.33-1396】		

※上記項目については、転出届により生じる、行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

※小田原市のホームページでも、詳しくご案内しております。http://www.city.odawara.kanagawa.jp

転出をされた方の「コンビニ交付サービス」の取り扱いについて

証明書名	サービスの取り扱い
住民票の写し	・転出届出時点からご利用できなくなります(※) ・転出をしない世帯員の方も、転出届出後～転出予定日までご利用できなくなります
印鑑登録証明書	・転出届出時点からご利用できなくなります(※)
戸籍の全部・個人事項証明書	・お問い合わせください
戸籍の附票の写し	
市県民税の課税・非課税証明書	・転出届出時点からご利用できなくなります(※)

※転出届出後、本来であれば証明書を発行できなくなりますが、コンビニ交付システムとの情報連携のタイミングにより発行されてしまう場合があります。

転出をしない世帯員の方も、転出届出後～転出予定日までの間はコンビニ交付サービスを利用しないようご注意ください。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：小田原市役所 戸籍住民課 住民異動係 電話0465-33-1384

住民窓口：マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口